

# 舞多間みついで南倶楽部規約

## 前文

私たち「舞多間みついで南倶楽部」は、この緑に囲まれた自然豊かなゆとりあるまちなみと、様々な世代がつながりあえる安心・安全な、活気あるコミュニティを育みます。そして、ここに住まう人々が誇りを持ち世代を超えて生きつづける地域コミュニティを目指します。

## 第1条 (名称)

この団体は「舞多間みついで南倶楽部」(以下「本会」という。)と称する。

## 第2条 (区域)

本会の区域は、神戸市垂水区舞多間東2丁目全域とする。

## 第3条 (会員)

1. 本会は、舞多間東2丁目に住所を有する個人が全て会員になることができる。
2. 第2条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体は総会で表決権を有しない賛助会員になることができる。
3. 本会は、正当な理由がない限り第2条に定める区域内に住所を有する個人の加入を拒まない。

## 第4条 (目的と活動)

本会は住みよいまちづくりを目的として以下の活動を行う。

1. 住民相互の親睦を図るための活動
2. 住みよい環境づくりのための活動
3. その他本会の目的達成のための活動

## 第5条 (班編成)

本会は、図1に定めたA~Gの班に区分し、班ごとに班長を置く。班長は本会の役員も兼務する。また、建替えや分筆等により、図1に大幅な変更があった場合には、その都度役員会で班編成を協議する。

## 第6条 (役員と監事)

1. 本会に次の役員を置き役員会を組織する。

会 長	1名	本会を代表し、会務の統括を行う。
副会長	2名	会長を補佐し、会長に支障のある時はその職務を代理する。
会 計	2名	金銭出納および財務の管理を行う。
書 記	2名	会合や活動の記録と広報を行う。

2. 本会に会計および活動を監査する監事を1名おく。
3. 役員会は本会の相談役として必要に応じ顧問を決議により委嘱することができる。

## 第7条 (役員および監事の選出)

役員はAからG各班の会員の中から1名を選出し総会において決定する。監事は役員

会において役員以外から選任し総会において決定する。

#### 第8条 （任期）

役員および監事の任期は 1 年とする。補欠のため選出された者の任期は前任者の残任期間とする。

#### 第9条 （総会）

1. 総会は全会員をもって構成する。
2. 総会は通常総会および臨時総会とし、決算、予算、事業、役員改選その他必要事項を議決する。
3. 会長は通常総会を新会計年度開始以降 2 ヶ月以内に招集しなければならない。また、必要な都度、臨時総会を招集することができる。
4. 総会は会員の過半数の出席で成立する。
5. 前項の場合において、委任状を提出した会員は出席者とみなす。
6. 総会の議事は出席者の過半数により決める。

#### 第10条 （役員会）

1. 役員会は事業執行のために開く。ただし役員より要請があればこれに関わらず会長が必要と認めたときに召集する。
2. 役員会は役員の過半数の出席で成立する。
3. 前項の場合において、委任状を提出した役員は出席者とみなす。
4. 役員会の議事は出席者の過半数により決める。

#### 第12条 （会費）

1. 本会の会費は全会員より徴収し、月額 300 円とし、1 年度分前納とする。
2. 会費は各班の班長が会計年度終了月までに次年度分を徴収し、会計に納入する。
3. 新規入会者は入会の翌月から、会計年度終了月までの月数に会費の月額を乗じた額を前納する。

#### 第13条 （会計年度）

毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

#### 第14条 （入退会）

本会に入会しようとするものは入会届、退会しようとするものは退会届を会長にすみやかに提出しなければならない。

#### 第15条 （個人情報の取扱い）

舞多聞みつけ南倶楽部の所有する会員に関する個人情報については、十分な管理を行い本会の目的以外には使用しない。但し、公共機関等からの開示請求があった場合には、開示するものとする。また、その他からの開示請求があった場合には、役員会等で開示の必要性を協議し、真に必要な場合のみ、開示するものとする。

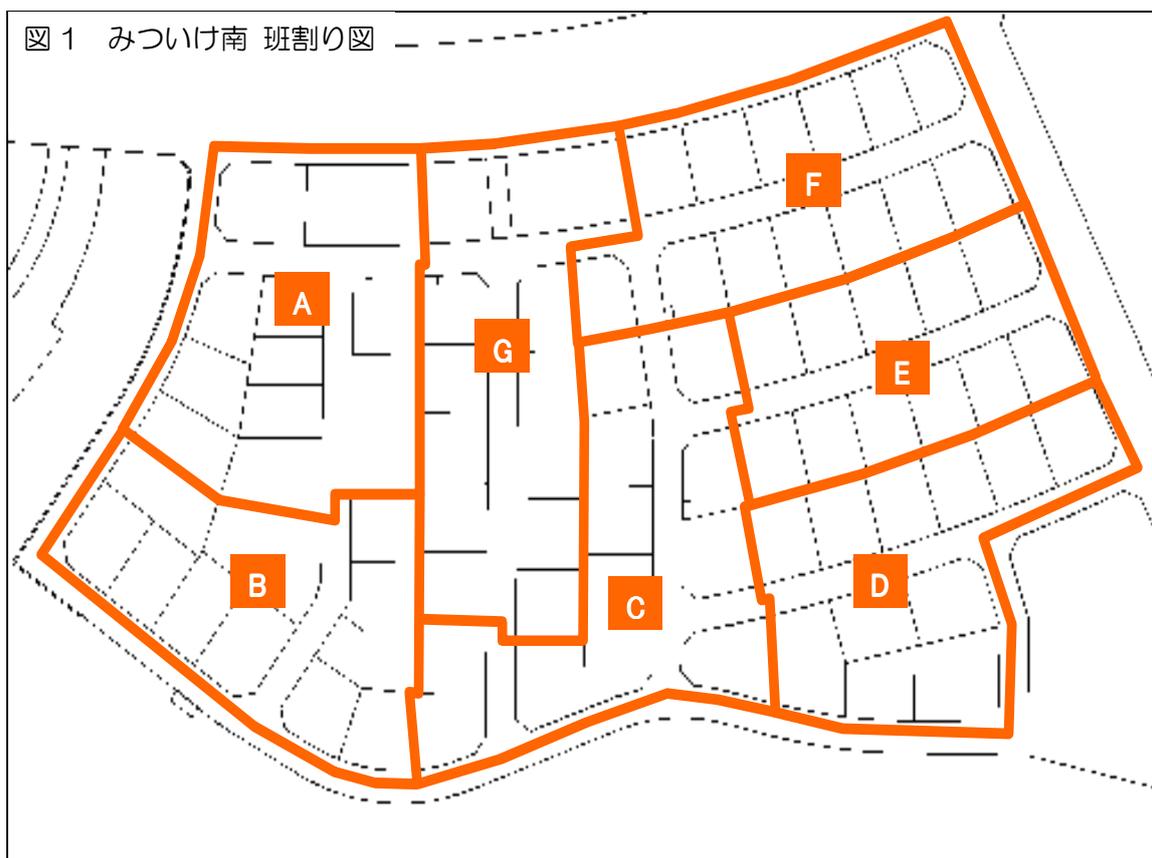
#### 第16条 （規約の改廃）

規約の改正または廃止をするときは、役員会で検討し総会において出席者の 4 分の 3

以上の承認を得なければならない。

附則

1. 本規約を実施するために必要な事項は、役員会の決議により別途細則で定める。
2. 本規約は、平成 21 年 5 月 24 日より実施する。



## みついで南倶楽部細則

### 第 1 条 （会員）

本規約に定める会員個人と世帯を一にするものも、会員と同様の権利を有するものとする。

### 第 2 条 （役員任期）

各グループ内全会員が役員を務めるまでは、2 期以上の任期を原則認めない。

### 第 3 条 （細則の変更）

この細則は、役員会において出席した役員過半数の同意を得て変更することができる。